

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

高浜町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和元年度 ～ 令和5年度（第3次）

令和2年3月

福井県高浜町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・ 2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出状況及び削減目標

1. 排出係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・ 4
3. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 削減目標と削減目標設定の考え方・・・・・・・・ 5

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入・・・・・・・・ 6
2. 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 公用車、動力燃料（ガソリン、軽油）の使用量削減・・・・・・・・ 6
4. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 基本的事項

1. 計画目的

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等の被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策を巡る国際的な動向として、1997年（平成9年）に京都議定書が採択され、温室効果ガスの6%削減（2008年～2012年）を目標に、対策が講じられてきました。

2015年（平成27年）にはフランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる、パリ協定が採択されました。また、2017年の7月には、国の地球温暖化対策本部が2030年までに、民生業務部門において、2013年比40%の削減を国際的に約束し、その達成に向けて施策を展開しているところです。

本町においても、2008（平成20）年に「高浜町地球温暖化対策実行計画（第1次）」、2014（平成26）年度には「高浜町地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、自らが率先し町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制等のため取り組んできました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するもので、高浜町の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成30年度とし、計画期間を令和元年度から令和5年度までの5年間とする。目標年度については、令和5年度とするものの、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業についても対象とし、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(高浜町の主な対象施設)

施設分類	主な対象施設名
庁舎	役場庁舎
文化施設	公民館、図書館、文化会館、郷土資料館
社会・教育施設	児童センター、小中学校、給食センター、体育施設
商工・観光施設	駅併設観光施設、五色山公園、城山荘、道の駅、ハーバルビレッジ
保健・医療・福祉施設	保健福祉センター、保育所、三松センター、内浦診療所
衛生施設	清掃センター、浄化センター、不燃物処分地、斎苑
上下水道施設	水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農集・漁集集落排水事業
その他	町営住宅、高浜漁港作業所
公用車	町所有公用車

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち、排出量のほとんどを占める「二酸化炭素 (CO₂)」を対象とします。

第2章 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出状況及び削減目標

1. 排出係数

本計画における温室効果ガス排出量の算定にあたっては、次の表の排出係数を使用します。

燃料の種類	単位発熱量 (MJ/kg)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	換算係数
ガソリン	0.0183	34.6	44/12
灯油	0.0185	36.7	
軽油	0.0187	37.7	
A重油	0.0189	39.1	
液化石油ガス (LP ガス)	0.0161	50.8	

(注) 排出係数の設定にあたっては、法施行令第3条に規定する排出係数を使用し、電気単位排出係数については電力会社(関西電力)が公表(R2.1.7)する数値(0.418)を使用します。

また原則として計画期間内における排出係数の変更は行わないものとします。ただし、社会情勢等が大きく変化した場合はこの限りではありません。この他、電気については、電力会社が毎年公表する係数値の影響が大きく、例えば原子力発電施設の停止を受け、化石燃料を使用する火力発電施設の発電量が多くなった場合、高い値の係数が設定され、二酸化炭素排出量が増加することが想定されるため、5年間一定数とします。

$$\text{※二酸化炭素排出係数} = \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

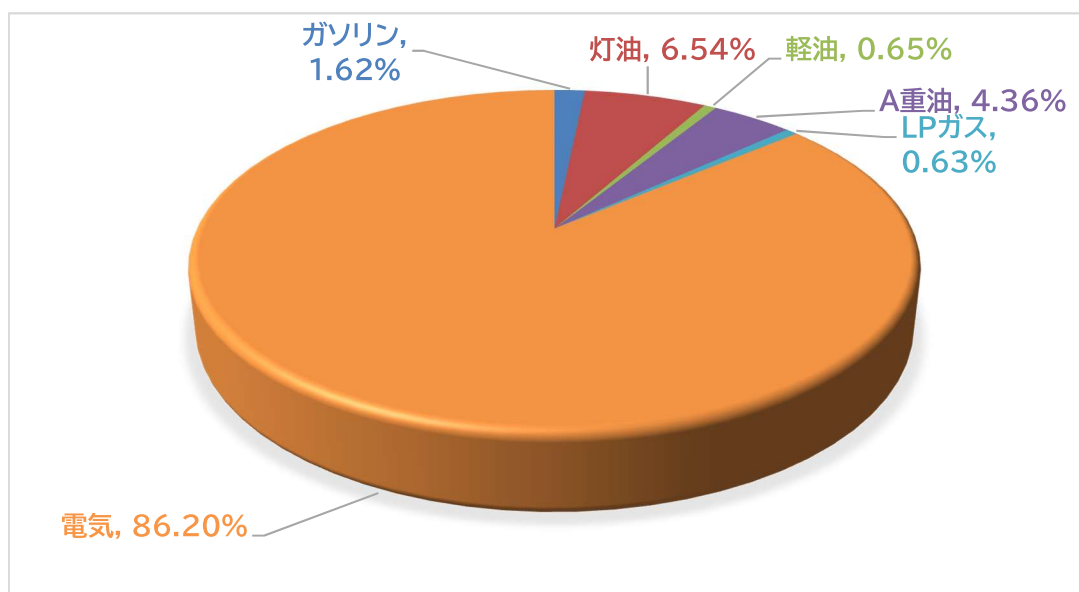
2. 基準年度の二酸化炭素排出量

高浜町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、4,912,660 kg-CO₂です。

項目	単位	① 使用量	②二酸化炭素 排出係数	排出量 (kg-CO ₂) ① × ②	割合 %	
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	34,219	2.32	79,388	1.62
	灯油	ℓ	129,037	2.49	321,302	6.54
	軽油	ℓ	12,417	2.58	32,036	0.65
	A重油	ℓ	78,860	2.71	213,711	4.36
	LPガス	kg	10,163	3.00	30,489	0.63
電気使用量	kwh	10,133,336	0.418	4,235,734	86.2	
計				4,912,660	100	

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の86.2%を占め、次いで灯油に伴う排出が6.54%、A重油の排出が4.36%を占めています。



3. 削減目標と削減目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギーの消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、温室効果ガスを発生させない「再生可能エネルギーの導入」といった各措置を実行していく必要があります。

当町では、次章で提示しているとおり、「運用改善」を引き続き行っていくこととしていますが、これまでの削減に向けた取り組みや、庁舎や中央体育館といった施設の大規模改修「設備更新」が一区切りしたことから、大幅な削減は望めないことが想定されます。

一方で、高浜保育所など、新たに建て替えを予定している施設には、「設備更新」と「再生可能エネルギーの導入」を積極的に行うことによる削減効果は十分に期待できます。

以上、総合的に判断した結果、平成30年度を基準として、計画期間の最終年度である令和5年度の二酸化炭素排出量を、**2%削減**することを目指します。

項目		単位	基準年度排出量 (kg - CO ₂) 平成30年度	削減率 (%)	目標年度排出量 (kg - CO ₂) 令和5年度
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	79,388	2%	77,800
	灯油	ℓ	321,302		314,876
	軽油	ℓ	32,036		31,395
	A重油	ℓ	213,711		209,437
	LPガス	kg	30,489		29,879
電気使用量		kwh	4,235,734		4,151,019
計			4,912,660		4,814,406

第3章 SDGs と具体的な取組

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された“**Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標**”のことです。揚げられた 17 のゴールは、2030 年までに達成を目指そうとする、世界共通の目標。世の中で起きている貧困や飢餓、テロや紛争、社会的格差、気候変動など、さまざまな問題を背景に、このままでは地球がもたないという強い危機感の中から誕生したものです。

内容は、おもに**経済、社会、環境**という3つの側面を統合的に捉えたもので、「誰も置き去りにしない」**社会の実現**です。例えば、「経済」なら、どのように成長させ技術革新していくのか、「社会」なら子どもたちのために質の高い教育を充実させていくのか、「環境」なら海の環境を守ることやエネルギーの使い方が課題となります。

2030 年、自分や社会はどうなっているのか想像してみる。SDGs とは何か、を知ることでもまた大切なアクションです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<17のゴール>

1.貧困をなくそう／2.飢餓をゼロに／3.すべての人に健康と福祉を／4.質の高い教育をみんなに／5.ジェンダー平等を実現しよう／6.安全な水とトイレを世界中に／7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに／8.働きがいも経済成長も／9.産業と技術革新の基盤をつくろう／10.人や国の不平等をなくそう／11.住み続けられるまちづくりを／12.つくる責任つかう責任／13.気候変動に具体的な対策を／14.海の豊かさを守ろう／15.陸の豊かさも守ろう／16.平和と公正をすべての人に／17.パートナーシップで目標を達成しよう

高浜町役場では、SDGsの理念に基づき、すべての事務・事業活動において、温室効果ガス排出削減のための取組活動を実行します。ただし、取組みにあたってはサービスの著しい低下に繋がらない範囲で行うものとします。



1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ①町内施設に、太陽光発電及び蓄電池を導入します。
- ②民間による風力発電等の導入に対し相談体制を構築します。

2. 電気使用量の削減

- ①空調の設定温度は、冷房は28度、暖房は20度以下を基準の温度として、温度管理を行います。
- ②エアコンフィルターを定期的に清掃します。
- ③効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。(ノー残業デーを徹底します。)
- ④昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ⑤トイレ等に利用者がいない場合は消灯します。
- ⑥退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ⑦待機電力の削減に努め、OA機器等の電源をこまめに切るなど、適正管理に努めます。

3. 公用車、動力燃料(ガソリン・軽油)の使用量削減

- ①近距離移動時の徒歩、自転車利用を励行します。

- ②同一用務地へは相乗りを励行します。
- ③急発進、急加速、空ふかしをしません。(エコドライブ)
- ④車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ⑤公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

4. 施設整備の改善等

- ①施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理を行います。
- ②緑の基本計画に基づき、施設の緑化を進めます。
- ③公用車の更新時に合わせ、計画的に小型車や低燃費車、ハイブリットカー、電気自動車の導入を図ります。
- ④グリーンスローモビリティの導入を検討します。

5. 物品購入等

- ①電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入します。
- ②事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ③環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に購入します。

6. その他の取組

- ①ゴミの減量、リサイクル
 - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
 - ・ゴミの分別排出を徹底します。
 - ・使い捨て容器の購入を控えます。
- ②用紙類
 - ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減を行います。
 - ・リサイクル用紙を購入します。
- ③水道
 - ・日常的に節水に心がけます。(蛇口のこまめな止水)
 - ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- ④環境保全に関する意識向上、率先実行の推移
 - ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設けます。
 - ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ⑤温暖化対策意識の向上に関する取り組みを行います。
 - ・温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供します。
 - ・各種機関と連携し、環境教育や環境保全活動への推進に努める。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

各種庁内会議において情報を共有し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

①推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進します。

②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組みを推進します。

③事務局

事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な管理を行います。

2. 点検体制

事務局は推進担当者を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果については、毎年度、町の広報媒体を用いて公表します。